

2017. 4. 29

シュローダーBRICs株式ファンド

追加型投信／海外／株式

◆この目論見書により行なう「シュローダーBRICs株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年4月28日に関東財務局長に提出しており、平成29年4月29日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 平成29年4月28日
発行者名	: シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 柏木 茂介
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	33
第3【ファンドの経理状況】	39
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	55
第三部【委託会社等の情報】	56
約款	83

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

シュローダーBRICS株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.78%（税抜 3.50%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成 29 年 4 月 29 日から平成 29 年 10 月 31 日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、主としてシュローダーB R I C s 株式マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 - ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社で作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

●BRICs*(ブラジル、ロシア、インドおよび中国)の株式を実質的な主要投資対象とします。

* ブラジル(Brazil)、ロシア(Russia)、インド(India)、中国(China)の頭文字を並べたものです。

●実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

●資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●運用はファミリーファンド方式で行います。マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

ブリックス 【BRICs】

今後長期的な経済成長が期待される、ブラジル(Brazil)、ロシア(Russia)、インド(India)、中国(China)の4カ国をまとめて表す略称です。

BRAZIL

ブラジル

面積	人口
約852万Km ² (日本の約23倍)	約2億785万人 (日本の約1.6倍)
GDP総額	一人当たりGDP
約222兆円 (日本の約38%)	約107万円 (日本の約23%)

RUSSIA

ロシア

面積	人口
約1,710万Km ² (日本の約45倍)	約1億4,410万人 (日本の約1.1倍)
GDP総額	一人当たりGDP
約164兆円 (日本の約28%)	約114万円 (日本の約25%)



INDIA

インド

面積	人口
約329万Km ² (日本の約9倍)	約13億1,105万人 (日本の約10.3倍)
GDP総額	一人当たりGDP
約280兆円 (日本の約48%)	約21万円 (日本の約5%)

CHINA

中国

面積	人口
約956万Km ² (日本の約25倍)	約13億7,122万人 (日本の約10.8倍)
GDP総額	一人当たりGDP
約1,407兆円 (日本の約2.4倍)	約102万円 (日本の約22%)

出所:【面積および人口】世界銀行2015年データ、【GDP】IMF World Economic Outlook Database(October 2016)における2017年予想値 (1米ドル=113.81円(2017年1月末現在)換算。)

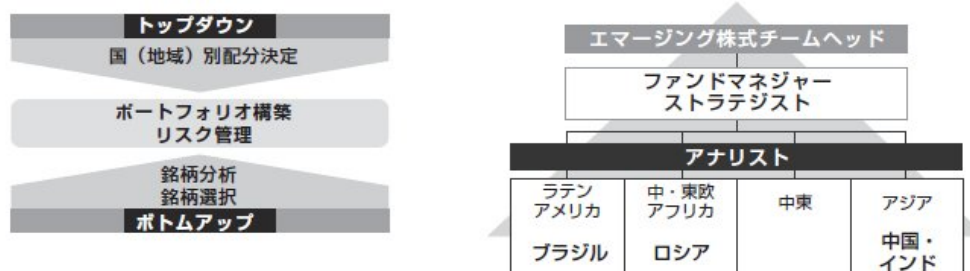
ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダーBRICs株式ファンド）とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド（シュローダーBRICs株式マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することがあります。



運用プロセス

トップダウン・アプローチによる国への投資判断とボトムアップ・アプローチによる個別企業への投資判断の2つの観点から規律あるリスク管理のもと投資を行います。



※上記は、マザーファンドの外貨建資産の運用委託先である、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。
 ※上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

年4回の決算時（原則1月、4月、7月、10月の各30日。休業日の場合は翌営業日。）に、収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲のうち原則として売買益を中心に、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

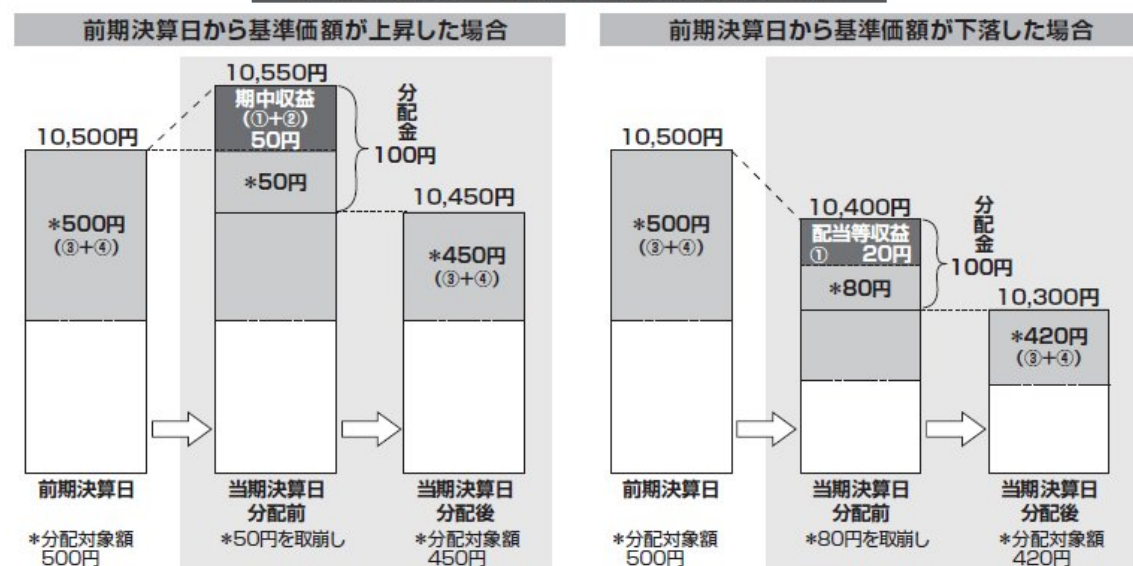
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



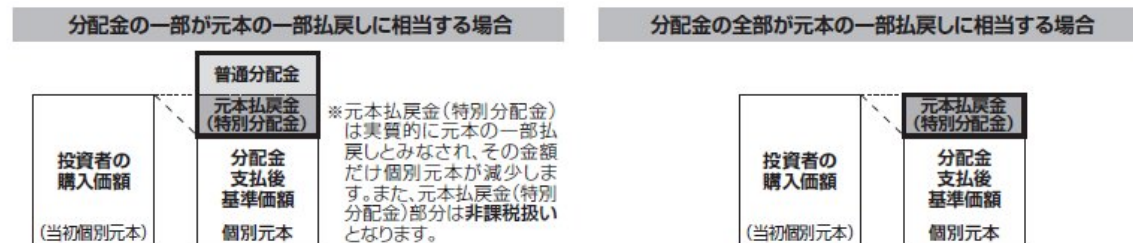
※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

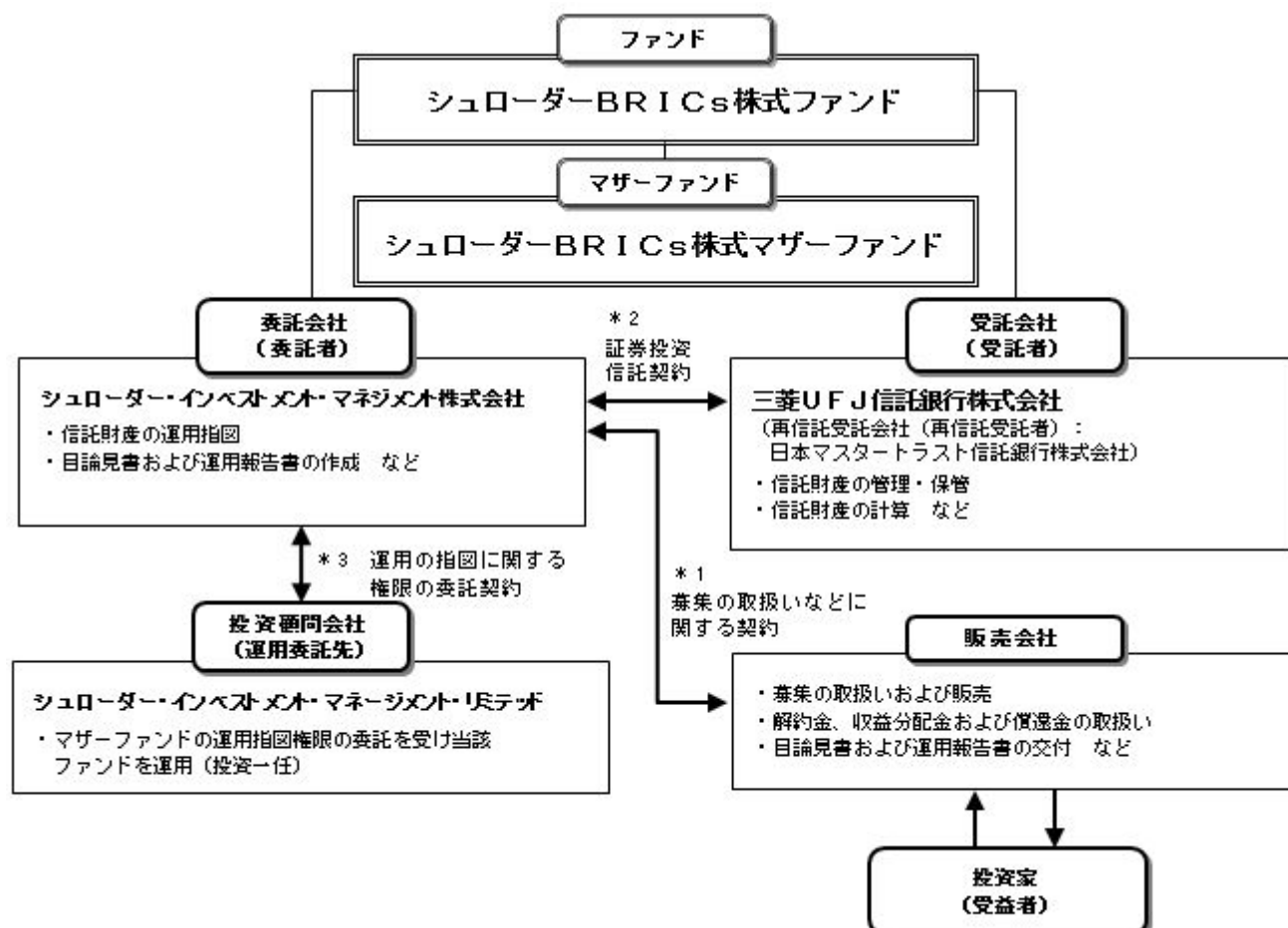
(2) 【ファンドの沿革】

平成 18 年 1 月 31 日

・信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

*2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

*3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況 (平成 29 年 1 月末現在)

1) 資本金

490 百万円

2) 沿革

昭和 60 年 12 月 10 日 : 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成 3 年 12 月 20 日 : シュローダー投信株式会社設立

平成 9 年 4 月 1 日 : シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成 19 年 4 月 3 日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成 24 年 6 月 29 日 : シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社 (以下「当社」といいます。) に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン グreshamストリート 31	9,800 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。
- ② 投資にあたっては、ブラジル、ロシア、インドおよび中国の株式を実質的な主要投資対象とします。
- ③ 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ④ 株式等の実質組入比率については、原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

シュローダー B R I C s 株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要対象とします。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することもあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、ファンドの約款第 27 条、第 28 条、第 29 条および第 29 条の 2 に定めるものに限りします。）

ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱 U F J 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー B R I C s 株式マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書

- 2) 国債証券

- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6) 特定目的会社に係わる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

- 10) コマーシャル・ペーパー

- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの

- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)の証券の性質を有するもの、および14)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図、クレジットデリバティブ取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、有価証券売却等の指図、資金の借入、担保権の設定を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダーB R I C s 株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。
主な投資対象	ブラジル、ロシア、インドおよび中国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	① ブラジル、ロシア、インドおよび中国を主とするエマージング株式市場の企業の株式に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。 ② 運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。 ③ 外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④ 株式等の組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。 ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑧ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
投資顧問会社 (運用委託先)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
受託会社	三菱UFJ 信託銀行株式会社

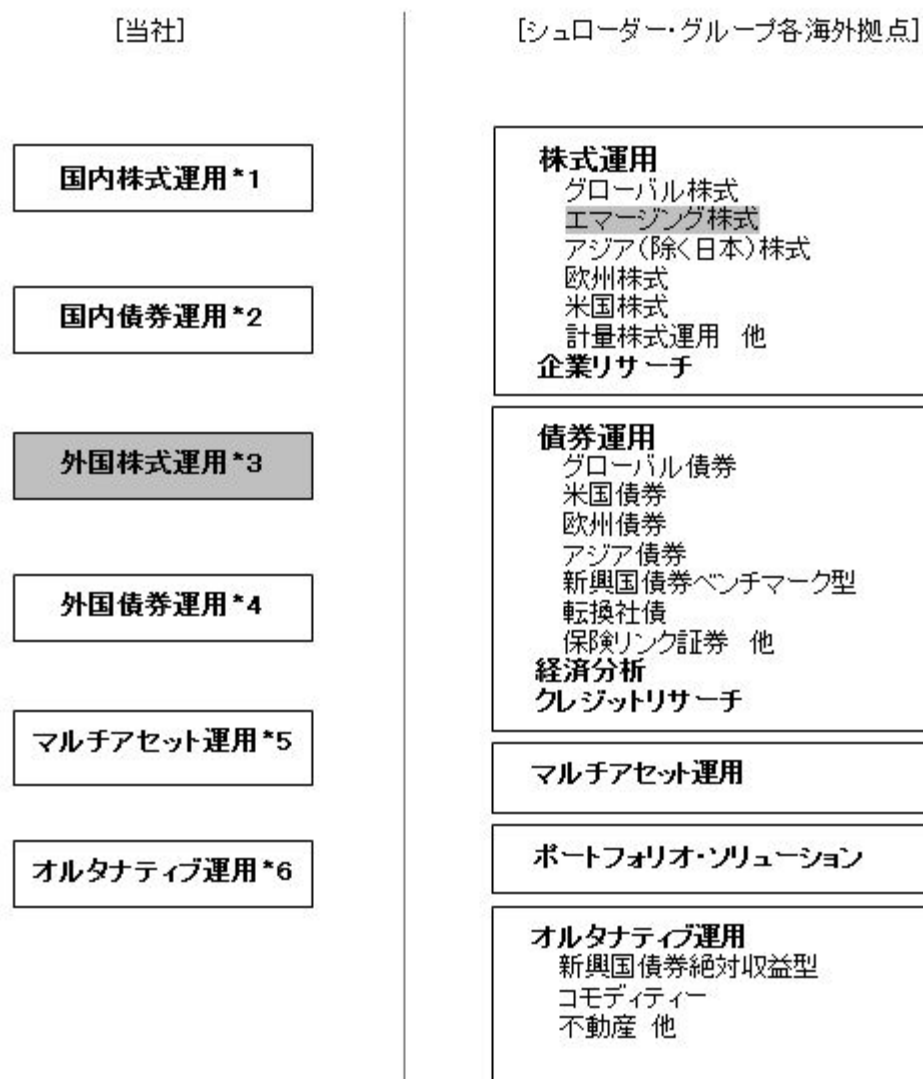
(3) 【運用体制】

① 運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国株式運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュローダーB R I C s 株式マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

② 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部や口座担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

③ 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

※上記体制は平成 29 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（毎年 1 月、4 月、7 月および 10 月の各 30 日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が 1) の範囲のうち原則として売買益を中心に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配対象収益が少額等の場合には、収益分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- 7) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 8) 投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当ま

たは社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

9) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
- ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の金融商品取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の金融商品取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

11) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 12) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値

に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- へ) 12) において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 12) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 12) において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ト) 12) において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

13) クレジットデリバティブ取引の運用指図

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イおよび同条第 22 項第 6 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

14) 有価証券の貸付けの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

16) 外国為替予約取引の指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

17) 資金の借入

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができるものとします。

ロ) 委託者はイ) の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ハ) 委託者はイ) に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。

ニ) イ) に定める資金借入れ額は、次にあげる範囲内の額とします。

1. 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
2. かつ、信託財産の純資産額の 100 分の 10 を超えない額の範囲内。
3. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。

ホ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。

へ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ト) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

18) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

19) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご注意ください。

① 株式の価格変動リスク、信用リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

② 為替変動リスク

実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

③ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

なお、B R I C s への投資には以下のようなリスクがあります。

1) 経済状況の変化に伴うリスク

B R I C s においては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に、大きくなる傾向があると考えられます。国全体の経済状況の変化は、当該国内の個々の企業業績にも多大な影響を与えるため、ファンドが主として投資を行う B R I C s の株式は、先進国市場の株式と比較して、その価格変動が大きくなる傾向があると想定されます。

2) 流動性に関するリスク

B R I C s の証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模や取引量が小さく、流動性等の問題により、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、株価の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治的・経済的な急変時等においては、流動性が極端に減少し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。

3) 政治的・社会的な変化に伴うリスク

B R I C s においては、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等によっても、証券市場の価格変動が大きくなる場合があることが想定されます。また、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

4) 制度、インフラストラクチャーに係るリスク

B R I C s においては、先進国と比較して、証券の決済・保管等に係る制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

5) 企業会計や情報開示等に係るリスク

B R I C s においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

④ 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

<その他の留意事項>

- ① ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点
一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。
- ② 短期金融商品の信用リスク
ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ③ 収益分配金に関する留意点
収益分配金は、決算毎に委託会社が売買益を中心に基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するため分配額は決算毎に変動します。したがって、一定水準の収益分配が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合や、決算時点での基準価額が当初元本(1 万口当たり 1 万円)を下回っている場合等には、分配を行わない場合があります。
- ④ 信託の途中終了
信託契約の一部解約により、受益権の口数が 25 億口を下回ることでなくなった場合、または取引市場の大幅な変動などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。
- ⑤ 買付・換金の中止
金融商品取引所等*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、ファンドの買付け、換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けたそれらの申込みの受け付けを取り消すことがあります。
*金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- ⑥ 買付・換金に関する制限
1) 信託期間中であっても、下記のいずれかに該当する場合は、買付・換金の申込みを受け付けません。
・ 国内の休業日
・ ロンドン証券取引所の休業日
・ ニューヨーク証券取引所の休業日
・ ロンドンの銀行の休業日
・ ニューヨークの銀行の休業日
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
2) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として 1 日 1 件あたり 10 億円を超える一部解約の申込みは行えません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
- ⑦ 運用の基本方針に沿った運用ができない場合
ファンドおよびマザーファンドが投資を行う各国市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ⑧ 運用体制の変更ならびにファンドマネジャーの交代
ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。
また、ファンドおよびマザーファンドは長期（原則として信託期間は無期限）にわたり運用を行うために、信託期間の途中においてファンドマネジャーが交代となる場合があります。この場合においても、ファンドの運用方針が変更されることはありませんが、ファンドマネジャーの交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

(2) リスク管理体制

① ファンドの運用リスク管理

＜シュロダー・グループ全体の運用リスク管理＞

シュロダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュロダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

② 内部牽制体制の整備状況

シュロダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュロダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

③ 内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュロダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

④ 外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュロダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）*準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。

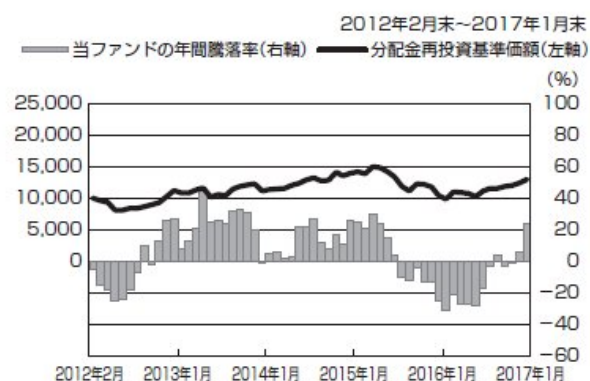
*グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

⑤ 店頭デリバティブ取引に適用される制限に関する留意点

店頭デリバティブ取引等の国際的な規制強化を受けて、一定のデリバティブ取引について、取引所等において取引し清算機関を通じて決済することが、また一定の店頭デリバティブ取引について清算機関における清算と証拠金の提供が求められることとなります。さらに一定の清算機関を通さない非清算店頭デリバティブ取引については、取引当事者間での証拠金の授受が求められることとなります。ファンドが店頭デリバティブ取引等を活用する場合、当該規制による店頭デリバティブ・ディーラーのコスト増を受けた運用管理費用の増大や、証拠金拠出に備えた現金等の保有比率の高まりによる投資対象資産の組入比率の低下等により、ファンドの投資目的達成に悪影響を及ぼす可能性があります。また、清算ブローカーや清算機関が支払不能又は債務不履行に陥った場合、ファンドが拠出した証拠金が回収できなくなり、清算金の返金が遅れる可能性があります。この他、規制対象とならない店頭デリバティブ取引を行う場合、規制対象のデリバティブ取引に比べ、信用リスクや決済リスクその他のリスクが複雑なものとなる可能性があります。

※上記体制は平成 29 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

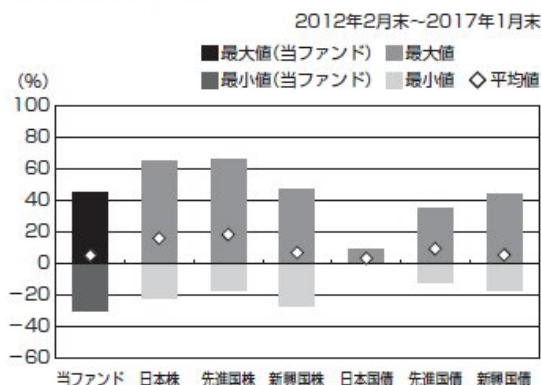
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年2月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2012年2月から2017年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	44.6	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△30.8	△22.0	△17.5	△27.4	0.5	△12.3	△17.4
平均値	5.1	15.8	18.2	6.7	3.1	9.2	5.3

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2012年2月から2017年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

MSCIは、この資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。このMSCIのデータを再配布することは許可されません。また、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用することもできません。MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っていません。また、MSCIはこの資料の作成者ではありません。いかなるMSCIのデータも、投資のアドバイスや、どのような種類の投資決定を行う事(又は行わない事)の推奨を行う意図は無く、また、そのようにみなされるべきものでもありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.78% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 分配金再投資コース (自動けいぞく投資コース) > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

(2) 【換金 (解約) 手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額 (1 口当たり) が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率 2.0304% (税抜 1.88%) を乗じて得た額とします。(信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率)

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

(年率 / 税抜)		
	運用管理費用(信託報酬)の配分	役務の内容
委託会社	0.90%	ファンドの運用判断、受託会社への指図 基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、 および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	0.90%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※委託会社の配分には、マザーファンドの運用委託先であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する報酬が含まれております。

③ 支払時期

信託報酬 (信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。) は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

① 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額

③ その他の諸費用およびこれらに係る消費税等相当額。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1) 監査費用

2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用

- 3) 目論見書の作成・印刷・交付費用
- 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
- 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
- 6) 運用報告書の作成・印刷・交付費用
- 7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
- 8) 投信振替制度に係る費用および手数料等
- 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 10) 格付の取得に要する費用

委託会社は、上記③の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率 0.054%（税抜 0.05%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.054%（税抜 0.05%）を上限としてこれを変更することができます。

上記③の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

※（４）その他の手数料等のうち、①および②の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記（３）および（４）の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

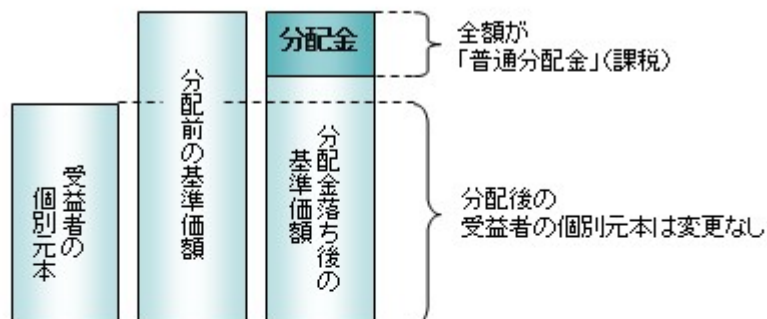
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

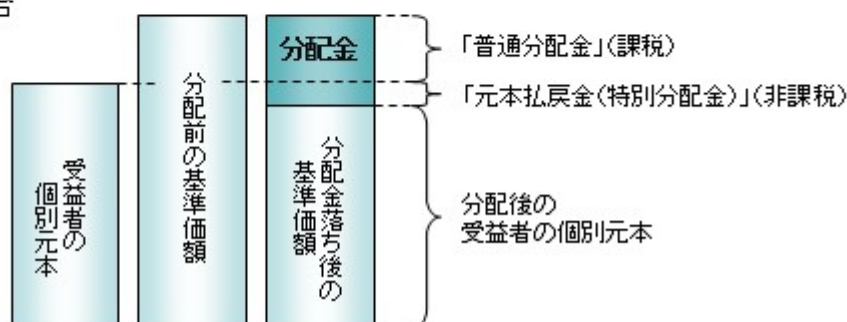
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



⑤ 米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」という。）が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI（以下「NPFFI」という。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

※上記は平成29年1月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シュローダーB R I C s 株式ファンド】

以下の運用状況は 2017 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13,272,856,419	100.01
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△766,955	△0.01
合計（純資産総額）		13,272,089,464	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダーB R I C s 株式マザーファンド	7,852,831,866	1.7156	13,472,318,350	1.6902	13,272,856,419	100.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3特定期間末 (2007年 7月30日)	49,206	55,139	1.0783	1.2083
第4特定期間末 (2008年 1月30日)	100,494	100,494	1.0047	1.0047
第5特定期間末 (2008年 7月30日)	85,621	86,560	0.9115	0.9215
第6特定期間末 (2009年 1月30日)	31,161	31,577	0.3740	0.3790
第7特定期間末 (2009年 7月30日)	51,950	52,555	0.6013	0.6083
第8特定期間末 (2010年 2月 1日)	52,511	53,098	0.6270	0.6340
第9特定期間末 (2010年 7月30日)	48,287	48,838	0.6136	0.6206
第10特定期間末 (2011年 1月31日)	42,728	43,216	0.6131	0.6201
第11特定期間末 (2011年 8月 1日)	35,849	36,284	0.5773	0.5843
第12特定期間末 (2012年 1月30日)	28,153	28,437	0.4956	0.5006
第13特定期間末 (2012年 7月30日)	23,401	23,660	0.4512	0.4562
第14特定期間末 (2013年 1月30日)	27,216	27,448	0.5878	0.5928
第15特定期間末 (2013年 7月30日)	22,007	22,207	0.5493	0.5543
第16特定期間末 (2014年 1月30日)	19,563	19,738	0.5596	0.5646
第17特定期間末 (2014年 7月30日)	20,180	20,337	0.6424	0.6474
第18特定期間末 (2015年 1月30日)	19,111	19,250	0.6882	0.6932
第19特定期間末 (2015年 7月30日)	16,235	16,359	0.6564	0.6614
第20特定期間末 (2016年 2月 1日)	12,015	12,132	0.5145	0.5195
第21特定期間末 (2016年 8月 1日)	11,705	11,819	0.5097	0.5147
第22特定期間末 (2017年 1月30日)	13,430	13,541	0.6048	0.6098
2016年 1月末日	11,760	—	0.5035	—
2月末日	10,929	—	0.4682	—
3月末日	12,124	—	0.5220	—
4月末日	12,050	—	0.5206	—
5月末日	11,786	—	0.5089	—
6月末日	11,140	—	0.4838	—
7月末日	12,046	—	0.5244	—
8月末日	12,364	—	0.5383	—
9月末日	12,332	—	0.5403	—
10月末日	12,552	—	0.5515	—
11月末日	12,664	—	0.5582	—
12月末日	12,916	—	0.5756	—
2017年 1月末日	13,272	—	0.5958	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第3特定期間	2007年1月31日～2007年7月30日	0.2300
第4特定期間	2007年7月31日～2008年1月30日	0.1300
第5特定期間	2008年1月31日～2008年7月30日	0.0200
第6特定期間	2008年7月31日～2009年1月30日	0.0100
第7特定期間	2009年1月31日～2009年7月30日	0.0135
第8特定期間	2009年7月31日～2010年2月1日	0.0150
第9特定期間	2010年2月2日～2010年7月30日	0.0150
第10特定期間	2010年7月31日～2011年1月31日	0.0140
第11特定期間	2011年2月1日～2011年8月1日	0.0150
第12特定期間	2011年8月2日～2012年1月30日	0.0100
第13特定期間	2012年1月31日～2012年7月30日	0.0115
第14特定期間	2012年7月31日～2013年1月30日	0.0100
第15特定期間	2013年1月31日～2013年7月30日	0.0100
第16特定期間	2013年7月31日～2014年1月30日	0.0100
第17特定期間	2014年1月31日～2014年7月30日	0.0100
第18特定期間	2014年7月31日～2015年1月30日	0.0100
第19特定期間	2015年1月31日～2015年7月30日	0.0100
第20特定期間	2015年7月31日～2016年2月1日	0.0100
第21特定期間	2016年2月2日～2016年8月1日	0.0100
第22特定期間	2016年8月2日～2017年1月30日	0.0100

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第3特定期間	2007年1月31日～2007年7月30日	17.54
第4特定期間	2007年7月31日～2008年1月30日	5.23
第5特定期間	2008年1月31日～2008年7月30日	△7.29
第6特定期間	2008年7月31日～2009年1月30日	△57.87
第7特定期間	2009年1月31日～2009年7月30日	64.39
第8特定期間	2009年7月31日～2010年2月1日	6.77
第9特定期間	2010年2月2日～2010年7月30日	0.26
第10特定期間	2010年7月31日～2011年1月31日	2.20
第11特定期間	2011年2月1日～2011年8月1日	△3.39
第12特定期間	2011年8月2日～2012年1月30日	△12.42
第13特定期間	2012年1月31日～2012年7月30日	△6.64
第14特定期間	2012年7月31日～2013年1月30日	32.49
第15特定期間	2013年1月31日～2013年7月30日	△4.85
第16特定期間	2013年7月31日～2014年1月30日	3.70
第17特定期間	2014年1月31日～2014年7月30日	16.58

第 18 特定期間	2014 年 7 月 31 日～2015 年 1 月 30 日	8.69
第 19 特定期間	2015 年 1 月 31 日～2015 年 7 月 30 日	△3.17
第 20 特定期間	2015 年 7 月 31 日～2016 年 2 月 1 日	△20.09
第 21 特定期間	2016 年 2 月 2 日～2016 年 8 月 1 日	1.01
第 22 特定期間	2016 年 8 月 2 日～2017 年 1 月 30 日	20.62

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 3 特定期間	2007 年 1 月 31 日～2007 年 7 月 30 日	36,957,364,115	4,537,525,654
第 4 特定期間	2007 年 7 月 31 日～2008 年 1 月 30 日	68,908,130,812	14,514,597,481
第 5 特定期間	2008 年 1 月 31 日～2008 年 7 月 30 日	10,973,283,626	17,068,409,585
第 6 特定期間	2008 年 7 月 31 日～2009 年 1 月 30 日	4,091,484,222	14,694,892,084
第 7 特定期間	2009 年 1 月 31 日～2009 年 7 月 30 日	8,050,935,440	4,982,525,285
第 8 特定期間	2009 年 7 月 31 日～2010 年 2 月 1 日	5,904,671,977	8,552,345,855
第 9 特定期間	2010 年 2 月 2 日～2010 年 7 月 30 日	3,169,021,733	8,230,678,952
第 10 特定期間	2010 年 7 月 31 日～2011 年 1 月 31 日	1,596,917,451	10,589,064,774
第 11 特定期間	2011 年 2 月 1 日～2011 年 8 月 1 日	1,515,767,639	9,113,392,658
第 12 特定期間	2011 年 8 月 2 日～2012 年 1 月 30 日	1,622,606,018	6,916,793,174
第 13 特定期間	2012 年 1 月 31 日～2012 年 7 月 30 日	1,421,850,825	6,356,906,666
第 14 特定期間	2012 年 7 月 31 日～2013 年 1 月 30 日	1,101,983,751	6,665,938,129
第 15 特定期間	2013 年 1 月 31 日～2013 年 7 月 30 日	904,883,820	7,147,660,038
第 16 特定期間	2013 年 7 月 31 日～2014 年 1 月 30 日	665,964,095	5,767,850,319
第 17 特定期間	2014 年 1 月 31 日～2014 年 7 月 30 日	573,013,605	4,117,762,731
第 18 特定期間	2014 年 7 月 31 日～2015 年 1 月 30 日	548,823,542	4,195,317,951
第 19 特定期間	2015 年 1 月 31 日～2015 年 7 月 30 日	485,686,578	3,521,514,529
第 20 特定期間	2015 年 7 月 31 日～2016 年 2 月 1 日	486,168,031	1,867,388,451
第 21 特定期間	2016 年 2 月 2 日～2016 年 8 月 1 日	517,525,878	905,205,136
第 22 特定期間	2016 年 8 月 2 日～2017 年 1 月 30 日	503,060,269	1,261,420,810

(参考)

シュローダーB R I C s 株式マザーファンド

以下の運用状況は2017年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ブラジル	2,397,179,466	18.06
	ロシア	1,768,742,442	13.33
	中国	6,646,368,751	50.08
	インド	1,709,753,830	12.88
	小計	12,522,044,489	94.34
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	750,775,721	5.66
合計 (純資産総額)		13,272,820,210	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	408,500	2,738.00	1,118,476,595	2,998.54	1,224,906,858	9.23
中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	ソフトウェア・サービス	102,328	9,684.09	990,953,859	11,497.08	1,176,473,837	8.86
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	12,175,100	76.43	930,551,416	85.08	1,035,930,559	7.80
中国	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	630,500	1,402.30	884,153,492	1,288.75	812,562,865	6.12
中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	7,277,000	80.83	588,212,281	91.10	662,939,794	4.99
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	銀行	480,267	1,086.88	521,995,238	1,356.61	651,537,512	4.91
ロシア	株式	SBERBANK PAO-SPONSORED ADR	銀行	407,720	1,014.04	413,447,284	1,353.20	551,727,071	4.16
中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	保険	1,323,200	403.86	534,394,300	407.82	539,635,363	4.07
ロシア	株式	LUKOIL PJSC	エネルギー	66,022	5,359.31	353,832,556	6,471.23	427,243,983	3.22
インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	166,840	2,106.97	351,527,208	2,158.71	360,160,177	2.71
中国	株式	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	消費者サービス	64,180	5,009.91	321,536,422	5,400.28	346,590,259	2.61
インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車・自動車部品	32,064	8,126.37	260,564,197	9,903.51	317,546,337	2.39
インド	株式	AXIS BANK LTD	銀行	336,190	910.87	306,228,479	792.79	266,528,743	2.01
インド	株式	HINDUSTAN UNILEVER LTD	家庭用品・パー	185,633	1,496.46	277,792,979	1,433.96	266,191,039	2.01

			ソナル用品						
インド	株式	TATA MOTORS LTD	自動車・自動車部品	283,940	840.82	238,743,339	894.26	253,917,320	1.91
ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	198,521	851.84	169,110,016	1,173.38	232,940,789	1.76
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	192,439	990.14	190,542,899	1,179.07	226,899,360	1.71
ロシア	株式	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	食品・生活必需品 小売り	53,795	2,545.92	136,958,288	3,817.18	205,345,596	1.55
ブラジル	株式	TELEF BRASIL-ADR	電気通信サービス	119,751	1,711.70	204,978,074	1,682.11	201,434,570	1.52
インド	株式	ULTRATECH CEMENT LTD	素材	30,672	6,224.40	190,914,797	6,205.75	190,342,825	1.43
ブラジル	株式	BRF SA-ADR	食品・飲料・タバコ	115,431	1,891.52	218,340,299	1,605.85	185,365,922	1.40
中国	株式	CHINA MENGNIU DAIRY CO	食品・飲料・タバコ	864,000	201.71	174,279,599	213.88	184,799,750	1.39
ブラジル	株式	CCR SA	運輸	325,800	675.94	220,223,859	556.19	181,207,354	1.37
中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	素材	462,500	333.10	154,060,151	368.95	170,639,606	1.29
ロシア	株式	PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	素材	87,464	1,712.84	149,811,881	1,864.20	163,051,071	1.23
中国	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	電気通信サービス	1,066,000	121.32	129,328,079	135.25	144,184,388	1.09
ブラジル	株式	LOJAS RENNER S. A.	小売	163,200	939.78	153,373,505	880.88	143,759,616	1.08
ロシア	株式	NOVATEK PJSC GDR REGS	エネルギー	9,583	13,109.77	125,630,963	14,624.58	140,147,398	1.06
中国	株式	HOLLYSYS AUTOMATION TECHNOLO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	74,282	2,229.53	165,614,534	1,884.69	139,998,810	1.05
ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	エネルギー	126,444	863.81	109,224,591	1,080.05	136,566,715	1.03

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	11.48
		素材	6.93
		資本財	0.67
		運輸	1.94
		自動車・自動車部品	4.31
		耐久消費財・アパレル	0.61
		消費者サービス	2.61
		小売	1.57
		食品・生活必需品小売り	1.55
		食品・飲料・タバコ	3.61
		家庭用品・パーソナル用品	2.01
		銀行	23.30
		保険	4.07
		ソフトウェア・サービス	18.97
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.19
		電気通信サービス	9.34
		公益事業	0.20
合 計			94.34

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

2017年1月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※設定日：2006年1月31日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2016年2月	50円
2016年5月	50円
2016年8月	50円
2016年10月	50円
2017年1月	50円
直近1年間累計	200円
設定来累計	7,640円

主要な資産の状況

■ 組入上位国／地域 ■

順位	国／地域	投資比率(%)
1	中国	50.08
2	ブラジル	18.06
3	ロシア	13.33
4	インド	12.88

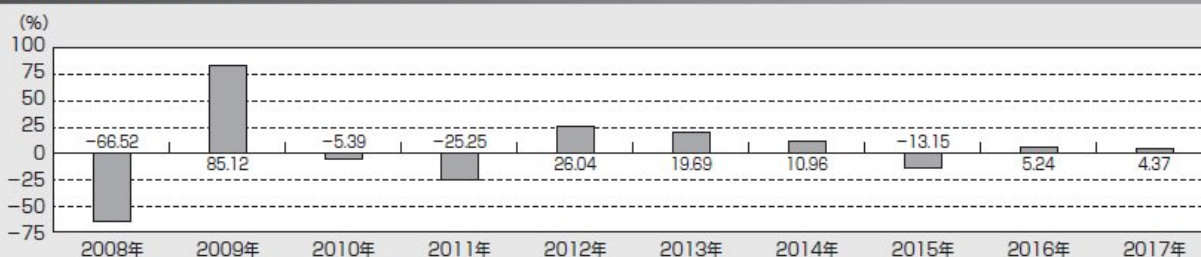
■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	国／地域	業種	投資比率(%)
1	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	ソフトウェア・サービス	9.23
2	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	中国	ソフトウェア・サービス	8.86
3	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	銀行	7.80
4	CHINA MOBILE LTD	中国	電気通信サービス	6.12
5	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	中国	エネルギー	4.99
6	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	ブラジル	銀行	4.91
7	SBERBANK PAO-SPONSORED ADR	ロシア	銀行	4.16
8	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	中国	保険	4.07
9	LUKOIL PJSC	ロシア	エネルギー	3.22
10	HDFC BANK LTD	インド	銀行	2.71

※国／地域、業種につきましては、委託会社の分類に基づいて表記しております。

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2017年は1月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・国内の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

(10) 米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対してもしくは非米国人のために、直接・間接的に問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」という。）に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人でない信託）、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共

有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。)を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート 4 の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b) 1933 年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933 年証券法に基づきルール 501(a)に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v) (a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996 年 8 月 20 日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・国内の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

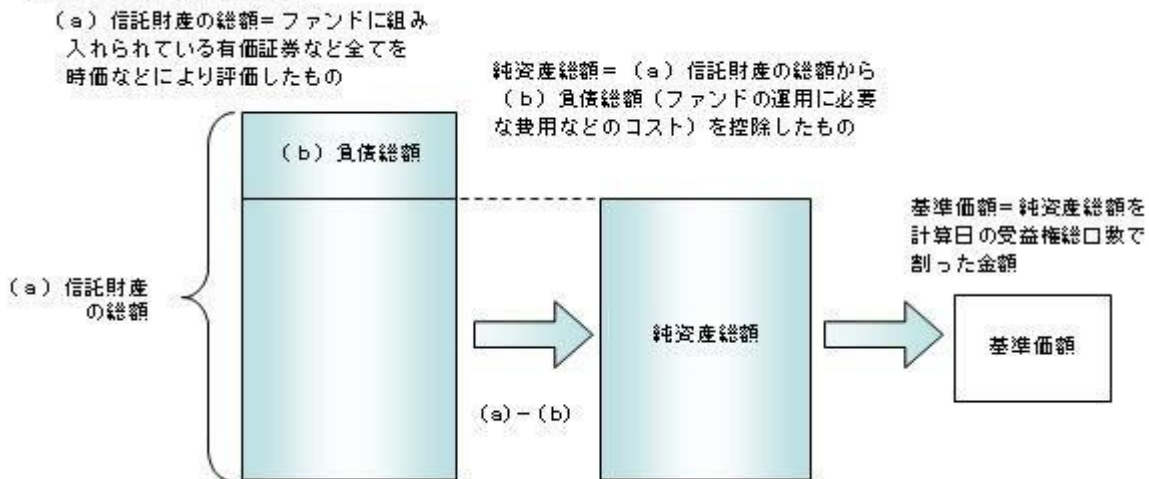
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場または最終買気配相場）で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。為替予約取引の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成18年1月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月31日から4月30日まで、5月1日から7月30日まで、7月31日から10月30日までおよび10月31日から翌年の1月30日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

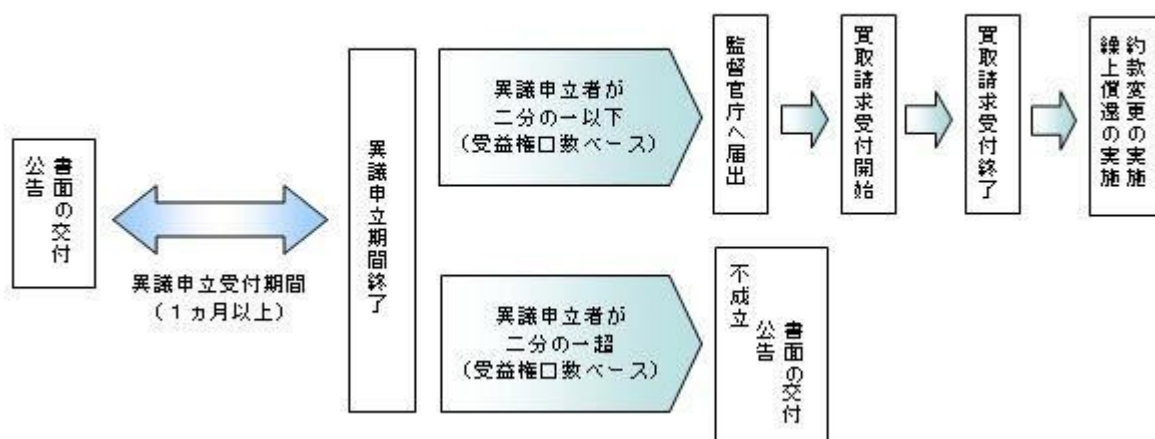
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 22 特定期間(平成 28 年 8 月 2 日から平成 29 年 1 月 30 日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 3 月 15 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー B R I C s 株式ファンドの平成 28 年 8 月 2 日から平成 29 年 1 月 30 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー B R I C s 株式ファンドの平成 29 年 1 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【シュローダーB R I C s 株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 21 特定期間 (平成 28 年 8 月 1 日現在)	第 22 特定期間 (平成 29 年 1 月 30 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,879,636,107	13,607,870,878
未収入金	5,885,969	14,208,387
流動資産合計	11,885,522,076	13,622,079,265
資産合計	11,885,522,076	13,622,079,265
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	114,825,342	111,033,540
未払解約金	5,885,969	14,208,387
未払受託者報酬	2,477,141	2,762,305
未払委託者報酬	55,735,651	62,151,965
その他未払費用	1,548,148	1,726,386
流動負債合計	180,472,251	191,882,583
負債合計	180,472,251	191,882,583
純資産の部		
元本等		
元本	22,965,068,589	22,206,708,048
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△11,260,018,764	△8,776,511,366
(分配準備積立金)	2,298,494,899	2,024,519,225
元本等合計	11,705,049,825	13,430,196,682
純資産合計	11,705,049,825	13,430,196,682
負債純資産合計	11,885,522,076	13,622,079,265

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 21 特定期間 (自 平成 28 年 2 月 2 日 至 平成 28 年 8 月 1 日)	第 22 特定期間 (自 平成 28 年 8 月 2 日 至 平成 29 年 1 月 30 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	226,973,319	2,509,478,933
営業収益合計	226,973,319	2,509,478,933
営業費用		
受託者報酬	4,961,274	5,423,977
委託者報酬	111,628,563	122,039,605
その他費用	3,100,667	3,389,871
営業費用合計	119,690,504	130,853,453
営業利益又は営業損失 (△)	107,282,815	2,378,625,480
経常利益又は経常損失 (△)	107,282,815	2,378,625,480
当期純利益又は当期純損失 (△)	107,282,815	2,378,625,480
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△11,249,507	28,225,137
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△11,337,158,821	△11,260,018,764
剰余金増加額又は欠損金減少額	448,008,875	586,408,137
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	448,008,875	586,408,137
剰余金減少額又は欠損金増加額	258,868,796	228,461,397
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	258,868,796	228,461,397
分配金	230,532,344	224,839,685
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△11,260,018,764	△8,776,511,366

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 平成 28 年 7 月 30 日、31 日が休業日のため、当特定期間は平成 28 年 8 月 2 日から平成 29 年 1 月 30 日までとしております。このため当特定期間は 182 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 21 特定期間 [平成 28 年 8 月 1 日現在]	第 22 特定期間 [平成 29 年 1 月 30 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	23,352,747,847 円	22,965,068,589 円
期中追加設定元本額	517,525,878 円	503,060,269 円
期中解約元本額	905,205,136 円	1,261,420,810 円
2. 受益権の総数	22,965,068,589 口	22,206,708,048 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 11,260,018,764 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 8,776,511,366 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 21 特定期間 自 平成 28 年 2 月 2 日 至 平成 28 年 8 月 1 日	第 22 特定期間 自 平成 28 年 8 月 2 日 至 平成 29 年 1 月 30 日
1. 分配金の計算過程	(平成 28 年 2 月 2 日から平成 28 年 5 月 2 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,884,128,966 円) 及び分配準備積立金 (2,453,633,912 円) より、分配対象収益は 4,337,762,878 円 (1 万口当たり 1,874.45 円) であり、うち 115,707,002 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 (平成 28 年 5 月 3 日から平成 28 年 8 月 1 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (118,532,939 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,896,055,045 円) 及び分配準備積立金 (2,294,787,302 円) より、分配対象収益は 4,309,375,286 円 (1 万口当たり 1,876.48 円) であり、うち 114,825,342 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。	(平成 28 年 8 月 2 日から平成 28 年 10 月 31 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (41,273,723 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,904,214,608 円) 及び分配準備積立金 (2,253,828,646 円) より、分配対象収益は 4,199,316,977 円 (1 万口当たり 1,844.93 円) であり、うち 113,806,145 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 (平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 1 月 30 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (29,854,804 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,881,492,253 円) 及び分配準備積立金 (2,105,697,961 円) より、分配対象収益は 4,017,045,018 円 (1 万口当たり 1,808.92 円) であり、うち 111,033,540 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。	同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 21 特定期間 自 平成 28 年 2 月 2 日 至 平成 28 年 8 月 1 日	第 22 特定期間 自 平成 28 年 8 月 2 日 至 平成 29 年 1 月 30 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 21 特定期間 [平成 28 年 8 月 1 日現在]	第 22 特定期間 [平成 29 年 1 月 30 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 21 特定期間(平成 28 年 8 月 1 日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	471, 842, 871 円
合計	471, 842, 871 円

第 22 特定期間(平成 29 年 1 月 30 日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1, 369, 036, 204 円
合計	1, 369, 036, 204 円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

	第 21 特定期間 [平成 28 年 8 月 1 日現在]	第 22 特定期間 [平成 29 年 1 月 30 日現在]
1 口当たり純資産額	0. 5097 円	0. 6048 円
(1 万口当たり純資産額)	(5, 097 円)	(6, 048 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー B R I C s 株式マザーファンド	7, 931, 843, 599	13, 607, 870, 878	
合計		7, 931, 843, 599	13, 607, 870, 878	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは「シュローダーＢＲＩＣｓ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダーＢＲＩＣｓ株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダーBRICS株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	(平成 28 年 8 月 1 日現在)	(平成 29 年 1 月 30 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	325,531,253	61,839,782
金銭信託	156,669,674	-
コール・ローン	-	810,368,845
株式	11,363,638,960	12,713,296,649
派生商品評価勘定	5,242,432	27,401
未収入金	16,567,957	41,588,614
未収配当金	28,476,419	9,324,211
流動資産合計	11,896,126,695	13,636,445,502
資産合計	11,896,126,695	13,636,445,502
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	17,950
未払金	10,535,829	14,393,132
未払解約金	5,885,969	14,208,387
未払利息	-	2,109
その他未払費用	15,731	24,762
流動負債合計	16,437,529	28,646,340
負債合計	16,437,529	28,646,340
純資産の部		
元本等		
元本	8,440,838,502	7,931,843,599
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	3,438,850,664	5,675,955,563
元本等合計	11,879,689,166	13,607,799,162
純資産合計	11,879,689,166	13,607,799,162
負債純資産合計	11,896,126,695	13,636,445,502

(注) 「シュローダーBRICS株式マザーファンド」の計算期間は原則として毎年7月31日から翌年7月30日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成28年8月1日及び平成29年1月30日における同ファンドの状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成 28 年 8 月 1 日現在]	[平成 29 年 1 月 30 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	8,849,108,572 円	8,440,838,502 円
期中追加設定元本額	120,186,321 円	114,341,188 円
期中解約元本額	528,456,391 円	623,336,091 円
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダー B R I C s 株式ファンド	8,440,838,502 円	7,931,843,599 円
計	8,440,838,502 円	7,931,843,599 円
2. 受益権の総数	8,440,838,502 口	7,931,843,599 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 28 年 2 月 2 日 至 平成 28 年 8 月 1 日	自 平成 28 年 8 月 2 日 至 平成 29 年 1 月 30 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リ	同左

	スクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	[平成 28 年 8 月 1 日現在]	[平成 29 年 1 月 30 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)
(平成 28 年 8 月 1 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	637, 169, 777 円
合計	637, 169, 777 円

(平成 29 年 1 月 30 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1, 104, 559, 464 円
合計	1, 104, 559, 464 円

注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー B R I C s 株式ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項
通貨関連

(平成 28 年 8 月 1 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	271, 586, 432	—	266, 344, 000	5, 242, 432
	米ドル	271, 586, 432	—	266, 344, 000	5, 242, 432
合計		271, 586, 432	—	266, 344, 000	5, 242, 432

(平成 29 年 1 月 30 日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	26, 512, 752	—	26, 540, 153	27, 401
	米ドル	26, 512, 752	—	26, 540, 153	27, 401
	売建	26, 512, 752	—	26, 530, 702	△17, 950
	香港ドル	26, 512, 752	—	26, 530, 702	△17, 950
合計		53, 025, 504	—	53, 070, 855	9, 451

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	[平成 28 年 8 月 1 日現在]	[平成 29 年 1 月 30 日現在]
1口当たり純資産額	1.4074 円	1.7156 円
(1万口当たり純資産額)	(14,074 円)	(17,156 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	LUKOIL PJSC	66,022	58.180	3,841,159.96	
	NOVATEK PJSC GDR REGS	9,583	130.000	1,245,790.00	
	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	101,344	10.790	1,093,501.76	
	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	126,444	9.850	1,245,473.40	
	PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	87,464	16.450	1,438,782.80	
	VALE SA-SP ADR	198,521	10.670	2,118,219.07	
	GLOBALTRA-SPONS GDR REG S	106,047	6.190	656,430.93	
	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	64,180	48.800	3,131,984.00	
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	53,795	33.950	1,826,340.25	
	BRF SA-ADR	115,431	14.410	1,663,360.71	
	BANCO BRADESCO-ADR	192,439	10.420	2,005,214.38	
	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	480,267	12.070	5,796,822.69	
	SBERBANK PAO-SPONSORED ADR	407,720	12.160	4,957,875.20	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	102,328	102.070	10,444,618.96	
	MAIL.RU GROUP-GDR REGS	29,875	18.340	547,907.50	
	HOLLYSYS AUTOMATION TECHNOLO	74,282	16.760	1,244,966.32	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	67,326	10.780	725,774.28	
	TELEF BRASIL-ADR	119,751	14.750	1,766,327.25	
	米ドル 小計	2,402,819		45,750,549.46 (5,248,960,539)	

ブラジルリアル	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	16, 108	67. 100	1, 080, 846. 80	
	KLABIN SA - UNIT	168, 900	16. 620	2, 807, 118. 00	
	WEG SA	152, 620	16. 140	2, 463, 286. 80	
	CCR SA	325, 800	15. 500	5, 049, 900. 00	
	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	104, 340	17. 450	1, 820, 733. 00	
	LOJAS RENNER S. A.	153, 400	24. 870	3, 815, 058. 00	
	TRANSMISSORA ALIANCA DE-UNIT	33, 600	22. 010	739, 536. 00	
ブラジルリアル 小計		954, 768		17, 776, 478. 60 (649, 196, 998)	
英ポンド	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	48, 878	8. 915	435, 747. 37	
英ポンド 小計		48, 878		435, 747. 37 (62, 934, 992)	
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	7, 277, 000	6. 210	45, 190, 170. 00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	462, 500	25. 150	11, 631, 875. 00	
	LI NING CO LTD	1, 116, 000	4. 950	5, 524, 200. 00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	864, 000	14. 580	12, 597, 120. 00	
	CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	468, 000	15. 800	7, 394, 400. 00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	12, 175, 100	5. 800	70, 615, 580. 00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	1, 323, 200	27. 800	36, 784, 960. 00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	408, 500	204. 400	83, 497, 400. 00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	15, 500	80. 000	1, 240, 000. 00	
	CHINA MOBILE LTD	630, 500	87. 850	55, 389, 425. 00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	1, 066, 000	9. 220	9, 828, 520. 00	
香港ドル 小計		25, 806, 300		339, 693, 650. 00 (5, 024, 069, 083)	
インドルピー	ULTRATECH CEMENT LTD	30, 672	3, 686. 300	113, 066, 193. 60	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	32, 064	5, 915. 900	189, 687, 417. 60	
	TATA MOTORS LTD	283, 940	541. 950	153, 881, 283. 00	
	HINDUSTAN UNILEVER LTD	185, 633	855. 950	158, 892, 566. 35	
	AXIS BANK LTD	336, 190	472. 850	158, 967, 441. 50	
	HDFC BANK LTD	166, 840	1, 291. 900	215, 540, 596. 00	
	INFOSYS LTD	34, 527	942. 150	32, 529, 613. 05	
インドルピー 小計		1, 069, 866		1, 022, 565, 111. 10 (1, 728, 135, 037)	
合 計		30, 282, 631		12, 713, 296, 649 (12, 713, 296, 649)	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また () 内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 18 銘柄	100.0%	41.3%
ブラジルレアル	株式 7 銘柄	100.0%	5.1%
英ポンド	株式 1 銘柄	100.0%	0.5%
香港ドル	株式 11 銘柄	100.0%	39.5%
インドルピー	株式 7 銘柄	100.0%	13.6%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2017年1月31日現在です。

【シュローダーBRICS株式ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	13,289,192,231円
II 負債総額	17,102,767円
III 純資産総額（I－II）	13,272,089,464円
IV 発行済口数	22,276,329,298口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5958円

（参考）

シュローダーBRICS株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	13,312,602,108円
II 負債総額	39,781,898円
III 純資産総額（I－II）	13,272,820,210円
IV 発行済口数	7,852,831,866口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6902円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成 29 年 1 月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	39,200 株
	発行済株式総数	9,800 株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成 29 年 1 月末現在）

① 経営体制

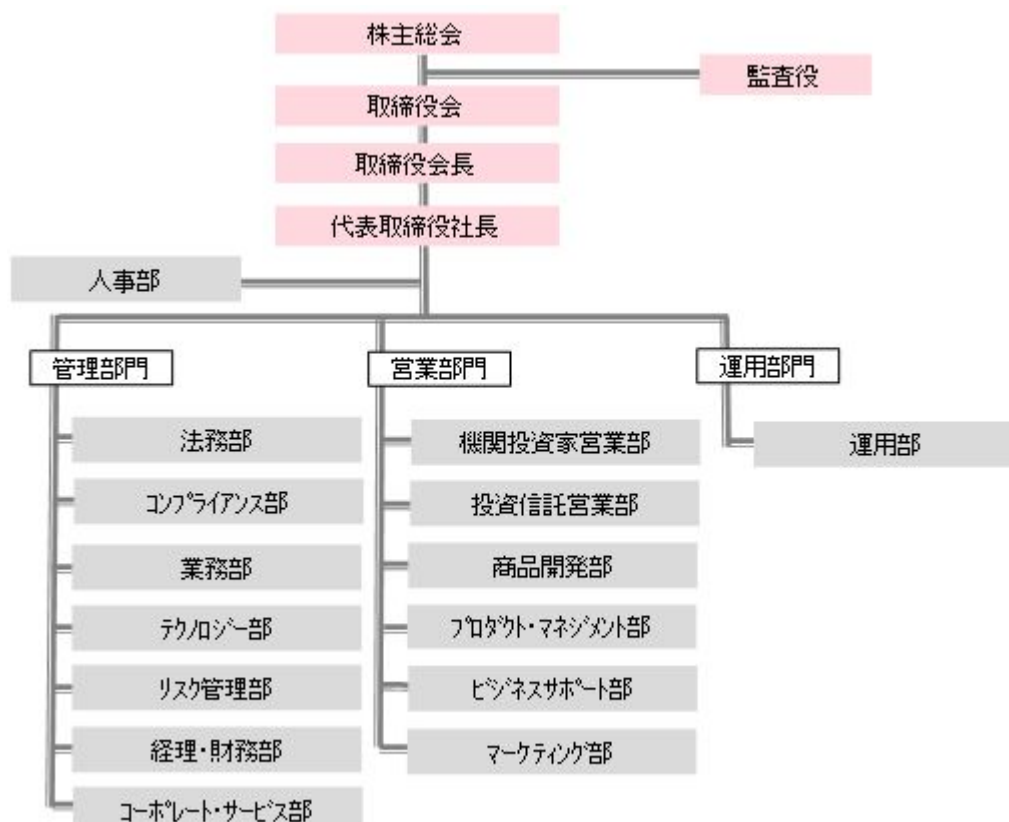
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15 名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役 1 名以上を選任し、うち 1 名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも 3 日前までに招集通知を発しなくてはなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の 1 名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



② 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによるマーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議（原則、週次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用チームのファンドマネジャーは、前述の運用意思決定会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	プロダクトマネジャーは月次で Schroder Investment Risk Exception Notification[SIREN] システムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認、サインオフを行います。SIREN システムは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー（株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催）で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成 29 年 1 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	56	700,926,407,885

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 26 期事業年度(平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで)の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 3 月 15 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐々木 貴 司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 太 田 英 男

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの第 26 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 28 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 25 期 (平成 27 年 12 月 31 日)	第 26 期 (平成 28 年 12 月 31 日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	3,469,940	2,247,081
立替金	-	498
前払費用	74,114	57,386
貸付金	-	2,000,000
未収入金	261,752	365,739
未収委託者報酬	679,930	710,009
未収運用受託報酬	952,004	1,217,426
1年内受取予定の長期差入保証金	2,000	200
繰延税金資産	579,737	627,082
流 動 資 産 合 計	6,019,478	7,225,424
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1 28,813	30,705
器具備品(純額)	*1 57,323	80,233
有形固定資産合計	86,136	110,938
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	49,144	33,407
無形固定資産合計	52,844	37,107
投資その他の資産		
投資有価証券	6,475	5,872
長期差入保証金	244,179	239,464
その他投資	950	950
貸倒引当金	△ 950	△ 950
繰延税金資産	316,694	427,991
投資その他の資産合計	567,348	673,328
固 定 資 産 合 計	706,329	821,374
資 産 合 計	6,725,808	8,046,799

(単位：千円)

	第 25 期 (平成 27 年 12 月 31 日)	第 26 期 (平成 28 年 12 月 31 日)
負 債 の 部		
流 動 負 債		
預り金	44,097	50,819
未払金		
未払収益分配金	75	75
未払償還金	14,012	14,012
未払手数料	207,469	196,199
その他未払金	*2 2,186,021	1,895,483
未払費用	64,448	62,749
未払法人税等	719,335	323,451
未払消費税等	94,719	61,789
流 動 負 債 合 計	3,330,178	2,604,580
固 定 負 債		
長期未払金	263,227	599,548
長期未払費用	33,356	4,427
退職給付引当金	796,438	859,177
役員退職慰労引当金	31,052	37,066
資産除去債務	87,642	88,869
固 定 負 債 合 計	1,211,717	1,589,090
負 債 合 計	4,541,896	4,193,671
純 資 産 の 部		
株 主 資 本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,193,763	2,862,893
利益剰余金合計	1,193,763	2,862,893
株主資本合計	2,183,763	3,852,893
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	148	234
評価・換算差額等合計	148	234
純 資 産 合 計	2,183,911	3,853,128
負 債 純 資 産 合 計	6,725,808	8,046,799

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	第 26 期 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日
営業収益		
委託者報酬	2,612,569	2,622,715
運用受託報酬	4,368,399	4,310,848
その他営業収益	2,819,369	3,540,406
営業収益計	9,800,338	10,473,971
営業費用		
支払手数料	913,688	882,417
広告宣伝費	126,363	94,748
公告費	780	780
調査費		
調査費	153,656	195,993
委託調査費	1,148,494	1,352,260
図書費	2,908	2,454
事務委託費	318,157	316,583
営業雑経費		
通信費	28,523	27,662
印刷費	8,173	10,574
協会費	6,915	9,278
諸会費	3,450	3,905
営業費用計	2,711,112	2,896,659
一般管理費		
給料		
役員報酬	426,838	439,537
給料・手当	1,354,590	1,402,374
賞与	1,194,038	1,207,233
交際費	7,738	6,470
旅費交通費	69,476	67,689
租税公課	27,056	37,069
不動産賃借料	245,143	247,157
退職給付費用	109,057	116,557
役員退職慰労引当金繰入	6,682	6,014
法定福利費	159,150	175,541
固定資産減価償却費	63,961	57,124
諸経費	1,579,990	1,500,298
一般管理費計	5,243,724	5,263,069
営業利益（△営業損失）	1,845,501	2,314,242
営業外収益		
受取利息	1,009	572
受取配当金	439	26
有価証券売却益	3,512	-
為替差益	15,893	4,550
雑益	1,738	31,754
営業外収益計	22,593	36,904
営業外費用		

有価証券売却損	-	137
雑損失	1,106	674
営業外費用計	1,106	812
経常利益（△経常損失）	1,866,988	2,350,334
特別損失		
割増退職金等	*1 7,034	-
固定資産除却損	356	1,992
特別損失計	7,390	1,992
税引前当期純利益 （△税引前当期純損失）	1,859,598	2,348,342
法人税、住民税及び事業税	912,004	837,854
法人税等調整額	△ 167,917	△ 158,643
法人税等合計	744,087	679,211
当期純利益（△当期純損失）	1,115,511	1,669,130

(3)【株主資本等変動計算書】

第25期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813
当期変動額						
剰余金の配当			△1,960,000	△1,960,000		△1,960,000
当期純利益			1,115,511	1,115,511		1,115,511
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△4,413	△4,413
当期変動額合計	-	-	△844,488	△844,488	△4,413	△848,901
当期末残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911

第26期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911
当期変動額						
剰余金の配当			-	-		-
当期純利益			1,669,130	1,669,130		1,669,130
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					85	85
当期変動額合計	-	-	1,669,130	1,669,130	85	1,669,216
当期末残高	490,000	500,000	2,862,893	3,852,893	234	3,853,128

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
----------------------------	---

会計方針の変更

1. 建物附属設備に係る減価償却方法	法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を第 26 期事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、この変更による影響額は軽微であります。
--------------------	---

注記事項

(貸借対照表関係)

第 25 期 平成 27 年 12 月 31 日現在	第 26 期 平成 28 年 12 月 31 日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 139,387 千円 器具備品 151,545 千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 144,495 千円 器具備品 165,532 千円
*2 関係会社項目 その他未払金 515,023 千円	*2 関係会社項目 その他未払金 229,880 千円 長期未払金 240,530 千円

(損益計算書関係)

第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	第 26 期 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日
*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。	—

(株主資本等変動計算書関係)

第 25 期（自平成 27 年 1 月 1 日至平成 27 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 25 期事業年度 期首株式数	第 25 期事業年度 増加株式数	第 25 期事業年度 減少株式数	第 25 期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800 株	—	—	9,800 株
合計	9,800 株	—	—	9,800 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 4 日 取締役会	普通株式	1,960,000	200,000	平成 27 年 6 月 30 日	平成 27 年 7 月 1 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第26期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第26期事業年度 期首株式数	第26期事業年度 増加株式数	第26期事業年度 減少株式数	第26期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	—	—	9,800株
合計	9,800株	—	—	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第25期 自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	第26期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 7,963千円	1年内 1,493千円
1年超 1,990千円	1年超 ー千円
合計 9,954千円	合計 1,493千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第25期 自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	第26期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価

し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金で運用することにより、流動性リスクを管理しております。	し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね3ヵ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金または関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。
---	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

第25期（平成27年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,469,940	3,469,940	—
(2) 未収入金	261,752	261,752	—
(3) 未収委託者報酬	679,930	679,930	—
(4) 未収運用受託報酬	952,004	952,004	—
資産計	5,363,627	5,363,627	—
(1) 未払手数料	207,469	207,469	—
(2) その他未払金	2,186,021	2,186,021	—
負債計	2,393,490	2,393,490	—

第26期（平成28年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,247,081	2,247,081	—
(2) 貸付金	2,000,000	2,000,000	—
(3) 未収入金	365,739	365,739	—
(4) 未収委託者報酬	710,009	710,009	—
(5) 未収運用受託報酬	1,217,426	1,217,426	—
資産計	6,540,256	6,540,256	—
(1) 未払手数料	196,199	196,199	—
(2) その他未払金	1,895,483	1,895,483	—
(3) 長期未払金	599,548	601,747	△2,198
負債計	2,691,231	2,693,430	△2,198

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第25期 平成27年12月31日現在	第26期 平成28年12月31日現在
資産 (1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	資産 (1) 預金 同左
(2) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております
(3) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収入金 同左
	(4) 未収委託者報酬 同左

(4) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(5) 未収運用受託報酬 同左 負債 (1) 未払手数料 同左 (2) その他未払金 同左 (3) 長期未払金 長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。
--	--

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第25期(平成27年12月31日現在)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超
預金	3,469,940	—
未収入金	261,752	—
未収委託者報酬	679,930	—
未収運用受託報酬	952,004	—
合計	5,363,627	—

第26期(平成28年12月31日現在)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超
預金	2,247,081	—
貸付金	2,000,000	—
未収入金	365,739	—
未収委託者報酬	710,009	—
未収運用受託報酬	1,217,426	—
合計	6,540,256	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第25期(平成27年12月31日現在)

該当事項はありません。

第26期(平成28年12月31日現在)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第 25 期 (平成 27 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	3,367	3,060	307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	3,107	3,266	△159
合計	6,475	6,326	148

第 26 期 (平成 28 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	3,937	3,568	369
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,934	2,070	△135
合計	5,872	5,638	234

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第 25 期 (自平成 27 年 1 月 1 日至平成 27 年 12 月 31 日)

財務諸表等規則第 8 条の 7 により記載を省略しております。

第 26 期 (自平成 28 年 1 月 1 日至平成 28 年 12 月 31 日)

財務諸表等規則第 8 条の 7 により記載を省略しております。

(退職給付関係)

第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	第 26 期 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日																																																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>710,422 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>109,057 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△23,041 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>—</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>—</u></td></tr> <tr> <td></td><td>—</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> </table> (3) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>109,057 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	710,422 千円	退職給付費用	109,057 千円	退職給付の支払額	<u>△23,041 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>		—	非積立型制度の退職給付債務	<u>796,438 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>	退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	109,057 千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>796,438 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>116,557 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△53,818 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>859,177 千円</u></td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>—</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>—</u></td></tr> <tr> <td></td><td>—</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>859,177 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>859,177 千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>859,177 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>859,177 千円</u></td></tr> </table> (3) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>116,557 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	796,438 千円	退職給付費用	116,557 千円	退職給付の支払額	<u>△53,818 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>859,177 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>		—	非積立型制度の退職給付債務	<u>859,177 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>859,177 千円</u>	退職給付引当金	<u>859,177 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>859,177 千円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	116,557 千円
期首における退職給付引当金	710,422 千円																																																
退職給付費用	109,057 千円																																																
退職給付の支払額	<u>△23,041 千円</u>																																																
期末における退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>																																																
積立型制度の退職給付債務	—																																																
年金資産	<u>—</u>																																																
	—																																																
非積立型制度の退職給付債務	<u>796,438 千円</u>																																																
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>																																																
退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>																																																
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>																																																
簡便法で計算した退職給付費用	109,057 千円																																																
期首における退職給付引当金	796,438 千円																																																
退職給付費用	116,557 千円																																																
退職給付の支払額	<u>△53,818 千円</u>																																																
期末における退職給付引当金	<u>859,177 千円</u>																																																
積立型制度の退職給付債務	—																																																
年金資産	<u>—</u>																																																
	—																																																
非積立型制度の退職給付債務	<u>859,177 千円</u>																																																
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>859,177 千円</u>																																																
退職給付引当金	<u>859,177 千円</u>																																																
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>859,177 千円</u>																																																
簡便法で計算した退職給付費用	116,557 千円																																																

(税効果会計関係)

第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	第 26 期 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払費用否認 857,947 退職給付引当金損金 算入限度超過額 257,568 役員退職慰労引当金否認 10,042 資産除去債務 24,011 その他 54,926 繰延税金資産小計 1,204,494 評価性引当額 △308,063 繰延税金資産合計 896,431 繰延税金資産の純額 896,431	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払費用否認 729,305 退職給付引当金損金 算入限度超過額 263,492 役員退職慰労引当金否認 11,367 資産除去債務 24,279 その他 26,628 繰延税金資産小計 1,055,074 評価性引当額 － 繰延税金資産合計 1,055,074 繰延税金資産の純額 1,055,074
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 (調整) 35.6% 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 6.7% 評価性引当額 △3.4% 税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正 6.1% その他 △5.0% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 40.0%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 (調整) 33.1% 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 5.1% 評価性引当額 △13.1% 税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正 2.2% 過年度法人税等 2.3% 法人税額の特別控除額 △2.4% その他 1.8% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 28.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の 35.64%から、解消が見込まれる期間が平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までのものは 33.06%、平成 29 年 1 月 1 日以降のものについては 32.26%にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は 113,879 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 3 月 29 日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成 28 年 11 月 18 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成 29 年 1 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.26%から、解消が見込まれる期間が平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までのものは 30.86%、平成 31 年 1 月 1 日以降のものについては 30.62%にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は 52,815 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。
--	---

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を 10 年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第 25 期	第 26 期
	自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日
期首残高	86,432 千円	87,642 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円	－千円
その他増減額（△は減少）	1,210 千円	1,226 千円
期末残高	87,642 千円	88,869 千円

2. 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

< 関連情報 >

第 25 期（自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,612,569	4,368,399	1,873,934	945,435	9,800,338

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
7,760,510	2,039,828	9,800,338

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第 26 期（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,622,715	4,310,848	2,586,536	953,870	10,473,971

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
7,916,799	2,557,171	10,473,971

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第25期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	0.5 百万ユーロ	持株会社	被所有 直接 100%	当社への出資	剰余金の配当	1,960,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万ポンド	持株会社	被所有 間接 100%	当社の最終親会社	一般管理費 (役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	192,399	その他未払金	515,023

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70.0 百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注4)	113,510	未収運用受託報酬	5,358
							サービス提供業務報酬の受取 (注5)	638,886	未収入金	86,701
							情報提供業務報酬の受取 (注6)	191,039		
							役務提供業務の対価の受取 (注6)	302,673		
							運用再委託報酬の支払 (注4)	560,569	未払金 (その他未払金)	210,292
							一般管理費(諸経費)の支払 (注6)	302,616		
							一般管理費(出向者人件費の負担金) (注7)	223,484		

親会社の子会社 (注 3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取 (注 4)	7,514	未収運用受託報酬	548
							サービス提供業務報酬の受取 (注 5)	238,777	未収入金	46,826
							役務提供業務の対価の受取 (注 6)	88,499		
							運用再委託報酬の支払 (注 4)	12,189	未払金 (その他未払金)	62,438
							一般管理費 (諸経費) の支払 (注 6)	797,951		
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント (ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.8 百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注 4)	1,693,619	未収運用受託報酬	172,717
							サービス提供業務報酬の受取 (注 5)	451,636	未収入金	59,918
							役務提供業務の対価の受取 (注 6)	267,314		
							運用再委託報酬の支払 (注 4)	468,269	未払金 (その他未払金)	64,221

- (注 2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 3) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 4) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 5) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 6) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費 (諸経費) の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。
- (注 7) シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー (ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第26期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接 100%	当社の最終親会社	一般管理費 (役員および従業員の賞与の負担金(注1))	185,595	その他未払金 長期未払金	229,880 240,530

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社(注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	受取利息 資金の貸付(注6)	49 2,000,000	貸付金 未収入金	2,000,000 49
親会社の子会社(注3)	シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70.0 百万 ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注7) サービス提供業務報酬の受取(注8) 情報提供業務報酬の受取(注9) 役務提供業務の対価の受取(注9) 運用再委託報酬の支払(注7) 一般管理費(諸経費)の支払(注9) 一般管理費(出向者人件費の負担金)(注10)	51,382 454,812 205,442 289,764 678,268 280,589 146,277	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	5,278 162,975

兄弟会社 (注 4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガ ポール ドル	投資運 用業	-	運用受 託契約 の再委 任、業 務委託 等	運用受託報酬の 受取 (注 7)	6,009	未収運 用受託 報酬	955
							サービス提供業 務報酬の受取 (注 8)	293,578	未収 入金	53,064
							役務提供業務の 対価の受取 (注 9)	91,910		
							運用再委託報酬 の支払 (注 7)	8,183	未払金 (その 他未払 金)	100,434
							一般管理費(諸経 費)の支払 (注 9)	762,719		
兄弟 会社 の子 会社 (注 5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.8 百万 ユーロ	資産管 理業	-	運用受 託契約 の再委 任等	運用受託報酬の 受取 (注 7)	1,394,780	未収運 用受託 報酬	117,120
							サービス提供業 務報酬の受取 (注 8)	1,184,231	未収 入金	133,645
							役務提供業務の 対価の受取 (注 9)	260,098		
							運用再委託報酬 の支払 (注 7)	515,281	未払金 (その 他未払 金)	63,385

- (注 2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 3) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルグ)・エス・エーの議決権の 100%を保有しております。
- (注 6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね 3 ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。
- (注 7) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 8) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。
- (注 10) シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日	第 26 期 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日
1 株当たり純資産額 222,848 円 13 銭	1 株当たり純資産額 393,176 円 33 銭
1 株当たり当期純利益 113,827 円 72 銭	1 株当たり当期純利益 170,319 円 44 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 1,115,511 千円 普通株式に係る当期純利益 1,115,511 千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 1,669,130 千円 普通株式に係る当期純利益 1,669,130 千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

シュローダーB R I C s 株式ファンド

約 款

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
シュローダーBRICS株式ファンド

運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用方針は次のものとします。

1. 基本方針

この証券投資信託は、信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

シュローダーBRICS株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要対象とします。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。
- ②投資にあたっては、ブラジル、ロシア、インドおよび中国の株式を実質的な主要投資対象とします。
- ③実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ④株式等の実質組入比率については、原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑧デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年1月、4月、7月および10月の各30日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価損益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が上記①の範囲のうち原則として売買益を中心に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配対象収益が少額等の場合には、収益分配を行わない場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
シュローダーBRICS株式ファンド

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書類を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第8項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項、および第57条第2項の規定による信託終了の日又は信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日

以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約または買取りが行なわれたもので、当該一部解約または買取りにかかる一部解約金または買取の代金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て定める申込単位をもって売却することができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって売却することができるものとします。

- ②前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ④前項の手数料の額（その減免も含む）は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が独自に定めることができるものとします。
- ⑤委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、ロンドン証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日には、第 1 項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。
- ⑥第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは

同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある時は、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式受益証券の再交付)

第 16 条 (削除)

(記名式受益証券の再交付)

第 17 条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 18 条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第 19 条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 27 条、第 28 条、第 29 条および第 29 条の 2 に定めるものに限りします。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 21 条 委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダーＢＲＩＣｓ株式マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係わる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいい

ます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券および証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号の証券の性質を有するもの、および第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 22 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 34 条において同じ。）、第 34 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 20 条および第 21 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投

資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

②前項の取扱い、第 26 条から第 29 条の 2、第 31 条、第 33 条、第 38 条および第 39 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第 23 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 24 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 23 条の運用の基本方針の範囲内で、証券取引所に上場（上場予定も含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）における新株予約権の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 27 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに有価証券先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

②委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所および外国の取引所によらないで行う通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびにわが国の取引所によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所によらないで行うこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利、

または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑦本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

（クレジットデリバティブ取引の運用指図）

第 29 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 21 項第 5 号イおよび同条第 22 項第 6 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 30 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号

の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第33条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第35条 (削除)

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 37 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 38 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 39 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができるものとします。

②委託者は前項の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

③委託者は第 1 項に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。

④第 1 項に定める資金借入れ額は、次の各号にあげる範囲内の額とします。

1. 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。

2. かつ、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えない額の範囲内。

3. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。

⑤一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。

⑥収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑦借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出がある時は、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 43 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 31 日から 4 月 30 日まで、5 月 1 日から 7 月 30 日まで、7 月 31 日から 10 月 30 日までおよび 10 月 31 日から翌年の 1 月 30 日までとします。ただし第 1 計算期間については平成 18 年 1 月 31 日から平成 18 年 7 月 31 日までとします。

②前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸経費および諸費用)

第 45 条 信託財産に関する以下の費用（以下総称して「諸経費」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
2. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および受託者が立替えた立替金の利息

- ②以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 監査費用
2. 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
3. 目論見書の作成・印刷・交付費用
4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
5. 信託約款の作成・印刷・届出費用
6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用
7. 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
8. 投信振替制度に係る費用および手数料等
9. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
10. 格付の取得に要する費用

- ③委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ④前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ⑤第 3 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用の額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ⑥第 2 項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 188 の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

- ④第 21 条第 1 項に規定するマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することはいけません。委託者は、かかる報酬の額および支弁の時期を当該委託を受ける者との間で別に定め、委託者が、これを支弁するものとし、ただし、かかる報酬の額は、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬の範囲内とします。

(収益の分配方式)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配

にあてため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 48 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 50 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 49 条 受託者は、収益分配金については、第 48 条第 1 項に規定する支払開始日の前営業日もしくは第 48 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資を行う日までに、償還金については第 48 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 50 条 受益者が、収益分配金については、第 48 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しない場合、ならびに信託終了による償還金については第 48 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しない場合は、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第 51 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1 口単位または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が個別に定める単位をもってその受益権を買取ります。

②前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の買取りの請

求日がロンドン証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日の場合には、当該受益権の買取りの請求を受け付けません。

- ③第 1 項の買取りの価額は、当該受益権の買取り請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じた信託財産留保額に相当する額を控除し、その価額から当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する額を控除した価額とします。
- ④受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑥前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取りを撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受けたものとして当該基準価額から第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第 52 条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がロンドン証券取引所若しくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行若しくはニューヨークの銀行の休業日の場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ④委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑥第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が 25 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第 53 条の規定にしたがいます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 52 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 53 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載

した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第60条 (削除)

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 60 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 61 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 62 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 18 年 1 月 31 日（信託契約締結日）

委託者 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社

Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント